

# 地区社会福祉協議会 活動マニユアル

～ 新たな地区社協活動を展開するために ～



社会福祉法人 高崎市社会福祉協議会

# 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| はじめに                   | 2  |
| 第1章 地域福祉・地区社会福祉協議会とは？  | 3  |
| 第2章 活動のポイント            | 4  |
| 1 活動するにあたり知っておいていただくこと | 4  |
| 2 福祉課題のテーマ例            | 5  |
| 第3章 地区社協活動の展開手順        | 6  |
| 第4章 地区社協活動の例           | 9  |
| 第5章 地区社協規約モデル          | 11 |

## はじめに

地域福祉の推進にあたっては、市町村社会福祉協議会の活動だけではなく、小地域を基盤とした活動が必須であり、地区社会福祉協議会に対する期待は非常に大きいものがあります。

地区社協活動は、それぞれの地域でその地域課題に応じた活動を計画し、実行するため、具体的な活動内容や手順について記載された手引書などはほとんどないのが現状です。

このため、地区社協として地域の課題などが把握できず、どのような活動を行っていけばよいかわからないというケースが目立ち、実際に数ヶ所の地区社協から「地区社協で何をやれば良いのかわからないので、どうすれば良いか教えてくれないか」というご意見をいただいたこともありました。

このことから、必要であると思われる地域課題の把握に視点をおき、本マニュアルを作成しました。

地域住民のニーズにこたえた地区社協活動の展開に、このマニュアルが参考になれば幸いです。

平成21年9月1日

社会福祉法人 高崎市社会福祉協議会

## 第1章 地域福祉・地区社会福祉協議会とは？

### 地域福祉とは？

福祉といえば一般的に思いつのが、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など対象者ごとに分かれたものではないでしょうか。

地域福祉とは、子供から高齢者まで、障害のあるなしに関わらず、誰もが住みなれた地域で、いきいきと安心して自立した生活が送れることを目指し、地域住民等が支え合っていく体制づくりや実践活動などの総称です。

これらを皆さんと進めていくことが、今求められています。

### 地区社会福祉協議会の目的

地区社会福祉協議会のねらいは、「自分たちの地域の問題は、まず自分たちで取り組もう」という住民の意識がもとになり、地域の住民が抱えている問題や悩みを「地域の福祉課題」としてとらえ、さまざまな人たちがお互いに協力し合って解決を図っていかうとすることにあります。

地区社協活動は、地域に根差した柔軟な活動ができるのが魅力ですが、そのためには福祉課題をどうやって把握するか、住民の意識をどう変えていくかなどが重要となってきます。



## 第2章 活動のポイント

### 1 活動するにあたり、知っておいていただくこと

#### (1) そもそも福祉課題とは何なのでしょう？

地域の福祉課題はたくさんあるはずなのに、なかなか気づかないのが現状です。

つつい「福祉とは恵まれない人を助けること」という要援護的なものと考えてしまいがちですが、そのような難しいものだけとは限りません。

私たちが人間らしく生きようとするときそれを阻むもの、つまり、**私たちの普段の生活上の困りごと・心配ごとが福祉課題**なのです。また、**個人的な問題だと思ってい**ることが、**実は地域としての問題**だということも少なくありません。



#### (2) 住民の視点でみるのが大切です。

地域の福祉課題は専門的な視点で見るとは、**住民としての視点で見ることが**大切です。

福祉課題は、医療・保健・教育・生涯学習・交通・まちづくりなど幅広いものですので、視点をせばめないようにしましょう。

#### (3) すべてを地区社協で行うではありません。

頑張っようとする、何でも自分たちで何とかしなければと考えがちになります。

もちろん地区社協が全ての地域課題を解決することはできず、必要に応じて行政や関係機関につないだり、住民全体で取り組めるように働きかけていくことが必要です。本来、地域問題は地域住民が主体的に取り組むのが良いと言われています。

このため、いかに住民と関わっていけるかが重要となります。

#### (4) 役員構成を考えましょう。

区長さん・民生委員児童委員さんを中心に活動していただけていますが、さらに、**地域住民やボランティア、また福祉分野だけでなく医療・教育関係者などと協働して**いける体制づくりも必要かと思ひます。

#### (5) 定期的な役員会を開催しましょう。

地区社協活動を進めるには、年1、2回だけではなく、**定期的に役員会を開催**することが必要となります。

#### (6) 個人情報を守りましょう。

**個人情報の保護**に努めなければなりません。例えば、個人情報を事前に**本人の同意**を得ることなく外部に提供してはいけないなどです。

## 2 福祉課題のテーマ例

福祉課題はさまざまです。どこにでもありそうな問題をあげてみました。課題がうまく見つからない場合は、自分の地域に当てはめて考えてみてください。

### (1) 生活環境の問題

住民の憩いの空間は十分ありますか

交通安全の問題はどうか、事故が起きやすい場所はありませんか

住民の集会の場所、学習の場所などは用意されていますか

子供の健全育成の観点から、悪環境はありませんか

### (2) 住民関係（ふれあい）の問題

新住民と旧住民の関係はうまくいっていますか

隣接住民との間で問題は生じていませんか

### (3) 文化生活の問題

地域住民の学習・文化活動の機会は十分提供されていますか

生活に必要な情報は入手しやすくなっていますか

### (4) 健康生活の問題

病気になったとき、安心してかかれる病医院はありますか

健康に影響のある公害問題などはありませんか

住民の健康に間接的に影響する地域特有の問題はありませんか

### (5) 家庭生活の問題

寝たきりなどの要介護者を抱えた家庭をどうサポートしていきますか

近所迷惑な家庭にどう関わっていきますか

孤立しがちな家庭はありませんか

### (6) 高齢者の問題

高齢者の孤立や地域になじめないなどの問題はありませんか

退職者の力を地域の中で生かせませんか

ごみ捨てに悩む高齢者をどうやって手助けしますか

家に引きこもる「今のところ健康な高齢者」の社会参加・健康対策をどうしますか

### (7) 子供の問題

子供の地域での居場所、遊び場は十分か、危険な場所はありませんか

子供の健全育成をどう考えていきますか

子育て中の家庭をどうサポートしていきますか

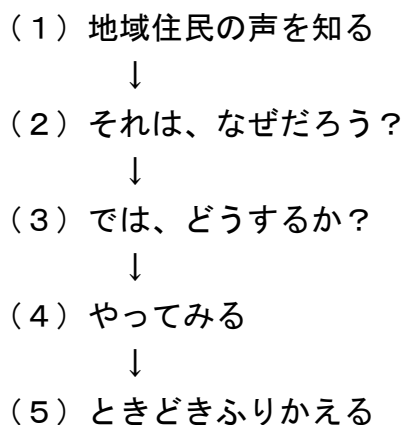
頻繁に叱られるなど気がかりな子供はいませんか



## 第3章 地区社協活動の展開手順

### 全体的な展開手順

地区社協活動の大きな流れは次のとおりです。



#### (1) 地域住民の声を知る

まず、地域住民の声（地域の福祉課題）を把握することが必要です。  
以下A～Dのような例により課題を知ることができます。

##### A 役員で話しあう

役員会で、地域住民の声を持ち寄り、自分たちの視点から見た地域について意見を出し合います。

##### B 事例検討

地域住民と普段から接している民生委員等が、活動で関わった事例を出し、話しあいます。※個人情報保護・守秘義務に留意してください。

##### C アンケート調査

- ・簡単なアンケートを作り、ふれあい・いきいきサロンやふれあい・子育てサロンなど地域住民が集まる機会に説明し、回答してもらいます。
- ・地域住民に対し、アンケートによる**標本調査**（注1）を行います。

#### D 住民座談会

住民に集ってもらい、いろいろな意見を出し合います。

##### 注1. 標本調査

標本調査とは、特定の集団（母集団）の中から調査対象（調査標本）を選び出して調査し、全体の統計を推定する方法です。真の数値を把握することは難しいですが、それに近い数値を少ない労力や費用で導き出すことができます。

##### ※話し合いのポイント！

大人数で話しあう場合は、皆の意見を効果的に引き出すために6人程度のグループに分かれて行うことが望ましいです。

#### (2) それは、なぜだろう？

「(1) 地域住民の声を知る」で把握した課題が、なぜでてくるのかを検討します。個人的な問題だと思っていることが、**実は地域としての問題**だということはよくあります。そのため、事前に**地域の状況や社会資源**（注2）を把握しておく必要があります。

##### 注2. 社会資源

福祉ニーズを充足するために活用される施設、機関、個人、集団、資金、法律、知識、技能などの、あらゆるものです。





### 【地域状況・地域社会資源の一例】

○統計資料

高齢化率、少子化率、福祉・保健サービス利用者数 など

○地域特性

地域性格（商業区域・工業区域・住宅区域・アパート地域）、自然環境、文化、伝統など

○公共施設等

官公庁施設、住民利用施設（公民館・体育施設・文化施設）、学校、社会福祉施設、病医院  
児童館、広域避難場所 など

○住民組織、職種、職域組合

町内会、自治会、高齢者関係団体、障害者関係団体、ボランティア団体、NPO法人  
育成会、生協、農協、ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロン など

○生活関連産業

福祉関連企業、食材生活用品宅配会社、コンビニ、スーパー、タクシー会社 など

### （3）では、どうするか？

「（2）それは、なぜだろう？」の分析に対して、どうすれば解決できるかを考えます。  
地域の**社会資源を活用し、再発防止・予防的な機能**が含まれるような内容を考えていく  
ことが望ましいです。

あらたまった事業にする必要はなく、既存の活動でももちろん構いません。地域課題  
に基づいた計画をたてることが重要なのです。

できれば、具体的な計画と目標設定ができると良いです。

### （4）やってみる

「（3）では、どうするか？」で計画した事業を行います。

**記録**は必ずとっておいてください。

### （5）ときどきふりかえる

活動過程において、適切な方法がとられているか、また、達成度や内容について話し  
あいます。役員だけではなく、利用者等の意見を聞くことが必要です。

## 第4章 地区社協活動の例

課題と、それにもとづいた活動例をあげてみました。

波線の事業は、地区社会福祉協議会の重点活動として「地域福祉活動計画」に掲載されているものです。

### 事例1

課題 子供や高齢者の交通事故が最近多いな。

活動 子供たちと一緒に「危ない場所」の点検活動し、一緒にマップを作れないかな。

### 事例2

課題 高齢者の介護に苦労している人が多いな。

活動 家庭介護の懇談会や介護教室を企画しよう。



### 事例3

課題 住民の福祉意識を高めよう！

活動 ふれあい福祉大学を開催しよう。(講義、車イス、施設見学など)

### 事例4

課題 地域で事件があり、住民は不安がっているようだな。

活動 ○○交番との連携による防犯講座を企画しよう。



### 事例5

課題 簡単な家屋の修繕などで困っている高齢者が多いようだな。

活動 退職者の力を地域で活かせるような仕組みを考えよう。

### 事例6

課題 朝のごみ捨てや買い物に悩む高齢者が多いようだな。

活動 組織的に助け合える仕組みを考えよう。

### 事例7

課題 育児に不安をもつお母さんが多いようだな。

活動 ふれあい・子育てサロンを立ち上げよう。



### 事例 8

- 課題 近所づきあいが全然ないな。閉じこもりがちな人が多いようだな。  
ご近所のネットワークが必要ではないかな。
- 活動 ふれあい・いきいきサロンを立ち上げよう。

### 事例 9

- 課題 新しい住民が増えてきたな。住民の交流を深めたいな。
- 活動 軽スポーツによる世代間交流事業を実施しよう。

### 事例 10

- 課題 住民同士の交流の場がないな。
- 活動 住民同士が交流できる芸能祭を実施しよう

### 事例 11

- 課題 不審者や空き巣が心配だ。うちの地区は大丈夫かな。
- 活動 地域安全パトロールを行おう。

### 事例 12

- 課題 ちょっと気がかりな1人暮らしの高齢者がいるな。
- 活動 民生委員と協力して、友愛訪問を実施しよう。

### MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 第5章 地区社協規約モデル

地区社協規約を作る場合は、それぞれの地域事情に合った内容を取り入れ、住民参加をより多く得られるように、また、活発な活動が可能になるようにすることが大切です。

### 〇〇地区社会福祉協議会規約

#### (設置)

第1条 この会は、〇〇地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という）と称し、地域住民や関係団体等と共に、地域の福祉課題の発見と解決に取り組み、地域福祉を推進することを目的として設置する。

#### (区域)

第2条 この地区社協の区域は、高崎市の〇〇地区（旧町村区、学区等）とする。

#### (事業)

第3条 この地区社協は、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の福祉課題の発見
- (2) 地域住民の福祉意識の啓発
- (3) 福祉課題に対応した活動の計画と推進
- (4) 高崎市社会福祉協議会が実施する施策、事業等への協力及び支援
- (5) ボランティア活動の推進
- (6) その他地域住民の福祉向上を図るための事業等

#### (会員及び組織)

第4条 地区社協は、地域住民、社会福祉に関わる者又は団体等を会員として組織する。

2 前項に定める主な団体等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域住民の自治組織
- (2) 民生委員児童委員の組織
- (3) 長寿会、婦人会等の各種団体
- (4) ボランティア等の組織
- (5) 社会福祉事業を営む施設等
- (6) その他社会福祉に関心を有するサークル、団体、企業等

#### (役員)

第5条 地区社協に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 書記 2名
- (5) 会計 2名

(6) 監事 2名

2 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は地区社協を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ指定した順に従い会長職務を代理する。

(3) 幹事は、事業等の推進に当たる。

(4) 書記は会務記録を管理する。

(5) 会計は会計事務を処理する。

(6) 監事は、事業及び会計事務を監査する。

(役員選任及び任期)

第6条 前条に定める役員は、会員の中から互選により定めるものとする。

2 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 この地区社協設置当初の役員任期は、第2項の定めにかかわらず平成〇〇年3月31日までとする。

(顧問)

第7条 顧問を置くことができるものとし、顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

2 顧問は重要な事項について、会長の諮問に応じる。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とし、それぞれ必要に応じて会長がこれを招集し、議長となる。

2 会議は、出席者の過半数の同意により可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第9条 地区社協の経費は、補助金、寄付金、負担金、その他の収入をもって充てるものとし、事業の実施規模等によって、会費を徴収することができる。

2 会費を徴収する場合は、会費規則を別に定める。

(会計年度)

第10条 この地区社協の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 この地区社協設置当初の会計年度は、前項の定めにかかわらず平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年3月31日までとする。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、役員会において協議のうえ定める。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

## 発行

社会福祉法人 高崎市社会福祉協議会

〒370-0065

群馬県高崎市末広町115-1 高崎市総合福祉センター3階

電話 027-370-8855

初 版 平成17年6月1日発行

第2版 平成21年9月1日発行